

広 聴 特 別 委 員 会

日 時 令和 7 年 9 月 8 日 (月)

午後 1 時

場 所 第 1 委員会室

付議事項

1 広聴特別委員会申し送り事項について

2 その他

広聴特別委員会申し送り事項(案)

◎市議会モニターについて

○モニターの職務

- ・モニター制度を理解し、モニターの職務をしっかりと伝えることという意見。
- ・Instagramなどの有益な媒体を「モニター設置要綱の第3条1号ウ」に追記してはどうかという意見。
- ・モニター設置要綱の第3条3号に「市議会の活動及び運営に関する意見を述べること」を盛り込むということを検討したらどうかという意見。

○モニターの募集方法

- ・団体推薦はなしで、全て公募にしたほうが良いという意見。

○モニターの定員

- ・10程度とした場合に程度という幅を考えると困難なため、10人と決めた方がよいという意見。
- ・10人と決めた時に応募者が少なかったり、多かったりした場合の対応が困難なために10人程度としたほうがよいという意見。

○モニターの任期

- ・任期2年にすると改選時にモニターの任期が継続している。任期1年は、再任を妨げないので、次の年もやりたい場合は応募できるため、任期を1年するほうがよいという意見。

○モニター意見の聴取方法

- ・意見交換会を定例会ごとにする必要はなく、意見の聴取方法としては、随時、ファックス、メールや手紙を活用して意見の提出を求めるという意見。
- ・任期1年の場合は、1年に1回意見交換会を開催するとしたら、モニター同士の交流が減り、他のモニターの考えを聞く機会も減る。定例会ごとに意見交換会を開催することでモニター同士の交流が増え、意見交換が深まると思うという意見。

○モニター意見交換会で出てきた意見

- ・意見に対応する回答はする必要はないという意見。
- ・モニターの意見は全議員に周知し、各議員は所管事務調査の事項としたり、一般質問で取り上げるなり、委員会は、意見を取り上げたりすることで、モニターに対してこのような対応をして反映されたということを丁寧に報告するという意見。

◎議会カフェについて

○議会カフェ開催回数

- ・これまでの議会カフェは3月と9月定例会後に開催し、6月と12月定例会後は、議会報告会という形はとらないで、市民との意見交換会を速やかに開催するという意見。
- ・6月と12月定例会後にこだわらず、必要に応じて市民との意見交換会を開催するという意見。
- ・6月と12月定例会に関しては、各常任委員会において報告事項があれば報告する場とするという意見。

- ・意見交換会の形としては、団体を抽出して行っていくなど柔軟に検討するという意見。

○議会カフェの開催場所

- ・11か所の地域交流センターを主軸に回していくという意見。

○議会カフェへの参加要請

- ・議員が市民の参加を促す行動は、継続していった方がよいという意見。
- ・議員が行う動員の人数の公表について、公表すべきという意見と公表するのはどうなのかという意見。

○議会カフェの広報活動

- ・ポスターを1か所に複数枚掲示するという意見。
- ・FMとネットを活用するという意見。
- ・自治会便での配付の検討という意見。
- ・市広報への掲載を検討するという意見。

○議会カフェにおける3常任委員長の対応

- ・各議員がテーブルでの市民からの質問の回答をするのに委員長に頼ってしまうことが多くあることから、3常任委員長も各テーブルの一員として入るという意見。
- ・これまでのように、3常任委員長には待機しておいてほしいという意見。